

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、企業価値の増大を図りつつ、株主をはじめ企業を取り巻く顧客、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダー(利害関係者)の信頼を得るために、経営の効率性、透明性、健全性を確保できる最適な経営体制を確立することを基本方針としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井物産株式会社	49,192,080	24.92
有限会社大和興業	5,734,960	2.91
株式会社横浜銀行	5,578,900	2.83
ケイヒン株式会社	5,235,878	2.65
東京海上日動火災保険株式会社	4,287,059	2.17
農林中央金庫	4,202,880	2.13
朝日生命相互会社	4,019,840	2.04
株式会社みずほ銀行	3,603,632	1.83
株式会社ヨソキウ	3,000,060	1.52
株式会社三井住友銀行	2,843,878	1.44

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
岡田康彦	弁護士													
石塚章夫	弁護士													
遠藤陽一郎	他の会社の出身者							○	○					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) **更新**

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡田康彦	○	岡田康彦氏は、北浜法律事務所の代表社員であります。 なお、当社と同氏及び同事務所との間に顧問契約等の取引関係、その他利害関係はありません。	岡田康彦氏は、東京国税局や証券取引等監視委員会において培った金融商品取引法等の専門知識やその経験を当社のコンプライアンス体制の更なる強化に活かしていただくとともに、弁護士として当社の理論に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的な視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、選任しております。 また同氏は、経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し独立役員として指定いたしました。
石塚章夫	○	石塚章夫氏は、弁護士及び獨協大学法科大学院非常勤講師であります。 なお、当社と同氏との間に顧問契約等の取引関係、その他利害関係はありません。	石塚章夫氏は、裁判官の経験及び法律の専門的知識を活かし当社の理論に捉われない忌憚のない意見を頂戴することにより、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的な視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、当社の取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、選任しております。 また同氏は、経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し独立役員として指定いたしました。
遠藤陽一郎		遠藤陽一郎氏は、三井物産株式会社食糧本部穀物事業第一部長であり、特定関係事業者(主要な取引先)の使用人です。当社グループは同社より配合飼料の主原料であるトウモロコシ等の購入を行っている一方で、同社は当社グループの配合飼料の一部の販売窓口となっておりますが、取引は定常的に発生しているものであり、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではありません。	遠藤陽一郎氏は、三井物産株式会社での経験並びに投資会社での業務経験を活かして、当社の経営全般に幅広い視野から助言をいただくことで、当社の経営体制の強化につながると判断し、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役員の数

6名

監査役の数

4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

内部監査部(人員7名)は社長が直轄する部門として、当社グループの内部監査及び内部統制評価を行っております。また、その活動に当たっては、当社及び当社グループに対し必要に応じて、質問、往査を行うほか、監査役及び会計監査人と定期的又は必要に応じて情報交換を図っております。

監査役は毎月開催される取締役会に出席し、取締役の意思決定、業務執行に対する監視及び監督を行うほか、経営会議、グループ戦略会議等の社内の重要な会議に出席し、適宜意見を述べるなどしております。

また、年間スケジュールに基づき提出会社の業務監査を実施するとともに、関係子会社の監査役と連携して業務執行の監査を補助し、グループにおける監査機能強化に努めております。

監査役と内部監査部及び会計監査人とは定期的に意見交換等を行うとともに、監査役会は決算の都度、会計監査人から監査報告の詳細な報告及び説明を受け、監査の方法及び結果が相当であるかどうかの検討をしております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の数

2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている数

1名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)																
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m				
吉村博美	他の会社の出身者																	
権 勲	公認会計士																	△ △

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員相互兼任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉村博美		—	吉村博美氏は、金融機関で培った経営・財務に関する幅広い見識を当社の監督体制強化に活かしていただくため、選任しました。
権 勲	○	権勲氏は株式会社権総合経営研究所の代表取締役であります。同氏及び同社との取引関係、その他利害関係はありません。	権勲氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査に反映していただくため選任しました。また、同氏は、経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬につきましては、各取締役の地位、経験、実績その他各種の要素を勘案して、取締役会で決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社は、取締役及び監査役の報酬は株主総会の決議によって定めるものとします。平成27年6月26日開催の第1期定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役の報酬等の額は年額300百万円以内(うち、社外取締役分は年額300百万円以内)、監査役の報酬等の額は、年額90百万円以内と定めております。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものとしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額につきましては、求められる能力及び責任に応じた水準を、会社業績、世間水準及び従業員給与とのバランスを勘案して、役位別の基本報酬として設定しております。各取締役の報酬額は、その職務執行状況及び業務成績に応じて個人別に支給額を設定することとしております。各監査役の報酬額につきましては、その役割を考慮し、優秀な人材を登用・確保するための基本報酬で構成することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、総務人事部が窓口となり各種連絡、情報提供等を行っております。また、監査役会の事務局を総務人事部が行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

(1)業務執行の機能に係る事項

取締役会は、業務執行における重要な意思決定を司り、取締役・監査役の参加により原則月1回実施しております。また、経営に関する重要な案件につき十分な検討を行うため、取締役会参加メンバーに加え、執行役員が参加する経営会議を原則月1回以上、監査役4名が参加する監査役会を原則月1回実施しております。

当社は、コンプライアンス委員会、与信委員会等重要案件を検討する委員会を設置するとともに、社外監査役2名を含む監査役監査により、経営の監視体制を整備しております。

(2)監査機能に係る事項

監査役会は原則として毎月開催され、監査役会において定められた監査計画に従って行われた各監査役の監査の方法及び結果が報告されるほか、各部門長から業務の状況について報告を受け、必要に応じ各支店、工場及び関係会社を往査しております。

監査役と会計監査人及び内部監査部門との連携強化を図るとともに、監査役会の事務局を設置し監査役の職務をサポートする体制を整えております。

外部監査は、有責任監査法人トーマツを選任しており、当社の会計監査業務を執行する公認会計士は、以下のとおりです。

指定有限責任社員 業務執行社員 布施 伸章

指定有限責任社員 業務執行社員 水野 雅史

指定有限責任社員 業務執行社員 藤井 淳一

指定有限責任社員 業務執行社員 嶋原 泰貴

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [更新](#)

当社は意思決定の迅速化、業務執行の合理化、効率化と監督機能の強化の両立を目指し、執行役員制度の導入や経営会議等により合理化を図る一方、取締役会で経営リスク管理体制の強化並びに経営の透明性を確保することを目的とし、社外取締役を選任しております。また監査役会制度を採用し、監査役4名のうち2名を社外監査役とすることで当社の経営・業務執行の意思決定につき、中立の立場で客観的に経営監視を行える体制としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、定時株主総会における株主総会招集通知の早期発送を予定しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、事業報告書をはじめ、適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	フィード・ワンホールディングスグループ社員行動規範を定め、当社グループの役職員の社会的責任、企業倫理を示しています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 資料

- 1 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社グループの取締役会は、法令、定款、株主総会決議、社内諸規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
(2)当社グループの取締役、執行役員及び使用人が法令等を遵守し、適切な企業活動を推進することを目的にフィード・ワンホールディングスグループ社員行動規範の周知を図る。
(3)監査役は、会計監査人及び内部監査部と連携して取締役の職務の執行を監査する。
(4)内部通報制度規程を当社グループに周知するとともに、毎年の通報状況について定期的に当社取締役会へ報告する。
(5)コンプライアンス委員会において、当社グループのコンプライアンスに関する諸問題を調査・審議して行動方針等を決定し、当社グループへ指示並びに周知を行う。
(6)当社グループは市民社会に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、決して反社会的取引は行わない。また、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
- 2 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)当社グループの取締役、執行役員及び使用人の職務に関する文書の管理は、適用される法令、文書管理規程等に基づき、重要な文書・記録を適切に保存及び管理する。
(2)当社グループの個人情報の取扱いについては、個人情報保護規程に基づき管理する。
(3)当社グループの企業秘密の取扱いについては、営業秘密保持規程に基づき管理する。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社グループの製品、商品の安全性等品質上のリスク発生を防止するため、品質保証部を中心とした品質管理体制を組織する。
(2)当社グループの事業展開に伴い生じるリスクを管理するため、各部門が債権管理規程、稟議規程等の関連規程に基づき、リスク管理を行い、経営企画部がリスク情報を統括して、取締役会等への定期的な報告を行う。
- 4 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)意思決定・監督機能と業務執行機能を分離して機能の明確化と経営の迅速化を図るための執行役員制度を設ける。
(2)意思決定・監督機能と業務執行機能との間で共通認識を確保し、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守を図るため、重要事項については、経営会議の審議を経て毎月開催される取締役会において意思決定を行う。
(3)当社グループは、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程に基づき区分し、それぞれの担当部門の責任者がその権限と責任に従い適切に運営する。
- 5 当社及び子会社ならなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)代表取締役及び関係する取締役、執行役員並びに使用人が出席するグループ戦略会議及び関係会社管理規程、職務権限規程等に基づきグループ各社の業務の執行を管理する。
(2)業務ラインから独立した内部監査部に定期的な当社及び当社グループ各社の内部監査を実施させ、内部統制システムの運用及び整備の状況を調査し、その調査内容、改善事項等を当社取締役会に報告する。
- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会の事務局を総務人事部とするほか、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役の職務を補助するための使用人を置く。
- 7 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、監査役の職務を補助するための使用人の職務の独立性を阻害しないよう留意するとともに、総務人事部の担当取締役は、監査役の職務を補助するための使用人の人事について、あらかじめ監査役会の同意を得る。
- 8 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1)取締役、執行役員及び使用人は、監査役が取締役会のほか経営会議、グループ戦略会議等の社内の重要な会議に出席し適時報告を受けられる体制を整えるとともに、監査役の求める定期報告や重要な稟議書、議事録などの書類の回付等により、経営の意思決定及び業務執行の状況を監査役に報告する。また、監査役が当社グループの業務の執行状況に関し説明を求めたときは、当社グループの取締役、執行役員及び使用人は迅速かつ的確に対応する。
(2)当社グループの取締役、執行役員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社グループの経営に著しい影響を及ぼす事象の発生を認識したときは、監査役に対し速やかに報告する。
- 9 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループは、監査役へ相談通報したことを理由として、いかなる不利益を与える取扱いも行わない。
- 10 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- 11 その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役及び取締役は、監査役と定期的に意見交換を行うとともに、監査役監査の重要性を認識し、監査役が会計監査人及び内部監査部と連携して取締役の職務の執行を監査できるよう監査業務への協力体制を整える。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 当社は、反社会的勢力排除に向けて、次のとおり体制を整備し、適宜検証又は改善に努めます。
- (1)当社はグループ社員行動規範において、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、決して反社会的取引は行わない旨を定めております。
 - (2)当社は、反社会的勢力排除に向け、総務人事部を中心として関係各機関の研修に参加する他、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する体制整備を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制について

当社では、投資判断に影響を与える発生事実、決定事実、決算情報が発生した場合等の重要情報の開示については、金融商品取引法等の諸法

令ならびに、当社が株式を上場している金融商品取引所定める「上有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従い、以下の様な運用体制により、適正な情報開示を行っております。

(1)発生事実

当社及び関係会社にて発生した重要情報は、社内規程(内部情報管理規程及び関係会社管理規程)に従い当該重要事実の発生部門・関係会社より各主管理部門の責任者に適時に報告されると共に、当社グループのリスク統括・関係会社管理部門である経営企画部に適時に報告され、当該重要情報が経営企画部に集約される体制となっております。経営企画部長は、情報取扱責任者である総務人事部長と共に管掌役員並びに所管部門長と当該情報の適時開示の要否、時期・方法等につき速やかに協議を行い、当該重要事実につき適時開示が必要と判断された場合は、社長の承認を得て、総務人事部長より当該情報を遅滞なく開示しております。

(2)決定事実

当社グループの稟議統括部門である経営企画部が社内規程(稟議規程、内部情報管理規程及び関係会社管理規程)に従い、当社及び連結子会社にて決定した重要情報を集約し、適時開示が必要となる可能性がある重要事実については、情報取扱責任者である総務人事部長、管掌役員及び所管部門長と速やかに協議を行い、適時開示の要否を判断する体制となっております。当該重要事実につき、適時開示が必要と判断された場合には、当該情報の開示時期・方法等につき速やかに決定の上、社長の承認を得て、総務人事部長より当該情報を遅滞なく開示しております。

(3)決算情報

当社の財務経理部にて決算財務数値を作成し、また総務人事部にて定性情報を取り纏め、取締役会の承認を得たあと、財務経理部にて速やかに適時開示手続きを行っております。

会社の機関・内部統制システムについて

会社の機関・内部統制システムを図に示すと以下のとおりです。

